

Title	セイの私的及公的消費論
Sub Title	
Author	増井, 幸雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1932
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.26, No.6 (1932. 6) ,p.945(1)- 994(50)
JaLC DOI	10.14991/001.19320601-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19320601-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

同志社大學教授
D. H. P.

古屋美貞新著

米國經濟學の史的變遷

創版クローリス製
七〇頁
背金文字函入
定價四圓八拾錢
送料金拾錢

米本國に於てすら未だ成らざる劃期的快著完成さる

其の相対する巨大なる香煙の上で増立されたる資本主義經濟の完成に依りて、今や正に世界經濟界を獨裁するの威を米國經濟の大發展併して其國民の巨富の性質及原因を深く理解せんとするには其の經濟史のみに依りては其の達成難きものあり、即ち經濟史と密接不離の關係を有する其の國の思想の變遷を物語るべき經濟思想史の研究を兩相俟つて初めて先聲を得べきなり。

經濟學原論

創版クローリス製
四百五十頁
定價金壹圓貳拾錢
送料金拾錢

本書は米國經濟學の史的變遷の著者か其の筆を新にして世に問ひ大著にして、その經濟學の總論を傾けたるもの、女科平易簡明、然もよく經濟學の眞髓を説いて餘す所なく、殊に一個目家の説として説ける其の制度派的、統計派的、均衡派的なる思想體系は、てはよく群書と其の趣を異にす。就中價値論は其の全生命とも言ふべく、著者が近年快心の著者なり。取て學究の諸氏に幸く。

普及版出來

田崎仁義著
王道天下之研究 七五〇頁
定價四圓八拾錢
送料金拾錢
支那政治思想及制度 四〇五〇
送料金拾錢

田崎仁義著
支那經濟思想及制度 七五〇頁
送料金拾錢
古代經濟思想及制度 四〇〇〇
送料金拾錢

シニツランカ一著
社 幸三郎譯
文化哲學概論 六四〇頁
送料金拾錢
「生の形式」 四〇〇頁
送料金拾錢

准本朗造著
民事訴訟論文集 五〇〇頁
送料金拾錢

內容見本「新刊の榮」
御申越次第贈呈

東京市都 西洞院七條南
内出版印刷株式會社

三田學會雜誌 第二十六卷 第六號

セイの私的及公的消費論

增井幸雄

セイの消費論は其の各種の著書の中に於て何れも可なり廣大な部分を占めて居るが、其の内容は自ら三個の部分に大別される。第一は、消費の性質と結果とを一般的に論ずる部分である。第二は、私的消費を論ずる部分である。而して第三は、公的消費を論ずる部分である。此の中、第一の部分に關しては、既に本誌第二十五卷第六號に其の梗概を紹介して置いた。今は第二の部分と、第三の部分(但、租税論及び公債論を除く)とに就いて其の大意を窺ふことにする。第三の部分中で今回除外した租税論及び公債論は公的支出の資料の獲得に關する考察であり國家收入論であるから、別個の機會に於て更めて之を紹介する積である。

セイは私的消費を定義して、或る個所では之を「個人により又は家族によりて行はるゝ消費」であると云ひ(1)、又他の個所では之を「個人及び家族の欲望を満足せしめむが爲めに行はるゝ消費」であると云ふ(2)。前者は消費の主體に著目したものであり、後者は消費の目的に著目したものである。今、是等の兩者を合して、個人又は家族によりて自己の欲望を満足せしめむが爲めに行はるゝ消費と云はゞ、恐らくはセイの眞意を正確に示すことを得るであらうか。更にセイが他の個所に於て、特に定義を示すことなく、單に「個人の消費」又は「家族の消費」なる語を使用して居るのは(3)、別個の語を以て此の意味を最も簡明に表はしたものと云ひ得るであらう。

既に個人の消費と云ひ、家族の消費と云ひ、私的消費と云ふ。斯かる個人的の事項は果して經濟學の範圍内に入り得るや否や。思ふに、經濟學の社會的性質を高調して、生産論をすらも其の技術的並びに對自然的の性質を有するの故を以て之を斯學の範圍内から驅逐しようとする意見も行はれて居る現代に於ては勿論のこと、既にセイの同時代人にして消費論を取扱はざりし者もあり(4)、稍々後れては

消費論そのものを斯學の範圍外に驅逐せむとした者もあつた(5)のであるから、況んや私的消費論の如きは、未だ一般的に消費論そのものの積極的に否定されざりしセイの時代に於てすらも、其の存在理由が疑はれ得たであらうことは推察するに難くない。果然、セイ自身も、二三の人々は私的消費が社會の經濟の描寫中に位置を占むべきものでないとの意見を懷いて居ると云つて居る(6)。併し彼は、斯かる意見を懷いて居る人達に對して「私的の富も一般的の富の一部を爲し居れるにあらずや。私的の生産が聰明によりて導かるゝ場合には之によりて一般的の富が増加を來すと同様に、富は個人或は國家によりて消費せらるゝことの巧拙如何に従つて其の使命を果たすこと完全或は不完全なるの差を生ず。猶ほ、個人の幸福は彼等の消費とは無關係なるものなりや。又それは國民の福祉の重要な要素を成し居れるにあらずや」と借問して(7)、私的消費の經濟學上に於ける存在理由を主張し擁護して居るのである。

セイの云ふ所は右の如くである。併し彼の所言は、他の個所に於ける彼自身の所言と矛盾することなきや否やを一應確かめて置く必要がある。セイに據れば、

經濟學は「社會の經濟」を研究するものであるとされて居る(8)。然るに今、私的消費は、私的經濟の一方面であり、個人の經濟の一方面である。茲に於てか、私的消費を經濟學の範圍内に取り入れて居るセイは、社會の經濟と個人の經濟とを混同したのではあるまいか、との疑が生ずる。併しながら、此の疑は容易に霧らされ得る。蓋し、彼は、社會の經濟と個人の經濟とは屢々、頗る密接なる關係を有するものであるが、兩者は之を區別することを要すと云つて居る(9)。而も經濟學に於ける消費の取扱方に就いては、「經濟學は……消費の結果を説明することによりて、個人をして其の既得の財を最も良く利用することを得しむ。されど、それは他の方法によりて個人的利害に立入ることなし。何となれば、個人的の富は一般的法則に従つて制御せられざるを以てなり」と云つて居る(10)。故にセイが私的消費を論ずるに當つて、或る事實と其の結果との關係を論ずる限りに於ては、其處には混同もなく矛盾もないと云つて差支ない。而も事實に於てセイが取る處の態度は、正に右の如きものに外ならないのである。

(1) Traité, VI^e ed., p. 439, 575.

(2) Traité, p. 452.

(3) Cours, VII^e Partie, Ch. VIII. の冒頭の文字、及び Ch. IX. の表題。

(4) リカードの如きは之である。

(6) ショーン・ヌチャート・ミルの如きは之である。此の點に就いてのミルの論據は、消費の法則なるものは何等存在することがないから、と云ふに在る。(Unsettled Questions of Political Economy, 2. ed. p. 132.)

(9) (7) Cours, Edition Bruxelles, p. 416.

(8) Cours, p. 1.—“L'économie politique n'est pas autre chose que l'économie de la société.” 之は實に本書劈頭の文句である。

(9) Cours, p. 3.

(10) Cours, p. 4.

二

セイは消費を定義して「消費とは價值の破壊なり」と做して居ること、前回の論文に於て指摘した如くである(1)。然らば、私的消費に於て破壊せらるべき此の價值は何れから來るか。セイに據れば、此の價值は個人又は家族の所得の價值に外ならない。彼は云ふ、各人の所得は、其の産業的才能より來らむとも、或は其の資本よ

り來らむとも、將た又その土地より來らむとも、何れも是等の欲望の満足に必要なとする種々の消費の資料を供給す(2)と。勿論、消費される目的物は、或は有形的の財貨であり、或は無形的の勤勞であつて、それは概ね支出によつて購買されたる種々の物の形態を取る(3)。併し之を購買するの資に供せられる所のものは所得の價値と云ふ單一のものに外ならない。猶ほ、個人の富は所得並びに生産基本から成るものであるから、所得の外に生産基本をも消費するを得ることは疑ない。併し、斯くの如きは自己の資産を傾ける所以であり、爾後の消費を減殺する所以であつて、到底永續し得るものではないのである(4)。

所得は生産基本からの生産物である、而して基本は其の存在する限りは新なる生産物を興へるの能力を永久に保有するから、所得は従つて消費されるれば従つて補充され得る(5)。故に、各家族は其の所得の全額を消費しても富を傷け貧を來すが如きことなきを得る。併しながら、セイは、此の一事よりして、各家族は其の所得の全額を消費すべきものなりとの推論を生ずるものでないと云ふ。其の理由は、不時の出來事に對して豫め準備を爲し置くの必要あるのみならず、基本そのものが減少を來すことがあり得るから、所得の全部を消費し盡すことは危険である、假令此の事なしとするも人間は現状を以て甘んずることを得ないからである、と云ふに在る(6)。

斯くしてセイは、私的消費は之を適當に制規するの必要があるとする。茲に、消費を適當に制規するとは、消費を所得の限度以内に於て可及的に減縮することを意味するのではない。「消費される價値の犠牲と家族が之から取得する満足とを正しく比較すること」を意味する。彼の排斥する所は、消費の多きことではなく、其の極端に走ることである。「消費に關して云へば、極端は一方では浪費であり、他方では吝嗇であつて、セイは是等兩極端を排斥する。曰く、消費の過度の節約は資産の許容する快樂を奪ひ去り、放逸なる消費は愛惜すべき資源を奪ひ去る(7)。「浪費と吝嗇とは、一は消費の手段を蕩盡することにより、他は之に手を觸るゝことを斷念することによつて、兩者ともに富の興ふる利益を斷念するものである(8)と。猶ほ、セイが是等兩者を排斥するのは、獨り當事者自身にとつての個人的考慮のみに基づくのではなく、一部は其の社會全般の經濟に及ぼす影響の點にも基づいて居

る。即ち云ふ。「吝嗇漢は貯蓄せむが爲めに貯蓄を行ふ」(9)。「其の貯蓄は自己の享樂を犠牲として爲されたるものであり」生産的用途から引抜かれたるものではない、「従つてそれは「産業から何等其の手段を奪ふことはない」けれども、而も「彼は何等産業を助長することはない」(10)。若しそれ浪費に至つては「産業を支持する資本を社會から奪ふ。生産の一大要因を破壊することによつて、他の諸要素の發展を不可能ならしめる」。「苟も投入せられたる基本の蕩盡される場合には、必ず世界何れかの一隅に於て之と同量の産業が消滅する。自己の基本の一部分を喰ふ浪費者は、同時に一人の勤勉なる人間から其の利潤を奪ふものである」(11)と。

セイが兩極端を排斥して中庸を以て私的消費の限度をなしたことは右の如くであるが、而も彼は、此の中庸は必然的に相對的であるとす。「經濟は消費に應用せらるゝ判斷である。經濟は、其の資源と之を充用し得る最良の用法とを知る。經濟は何等絶對的の原則を有せず。そは常に、資産に對し地位に對し消費者の欲望に對して相對的の關係に在る。中庸の資産に於て賢明なる經濟の勸告する程の支出は、富者にとつては吝嗇たるべく、貧困なる家計にとつては浪費ともなる。

病氣に際しては、健康時には節すべき程の美味をも與へられることを要する。慈善行爲は、慈善者の個人的享樂の一部を割いて行はれる場合には最高の賞讃に値するも、若し子女の食料を犠牲として與へられる場合には輕蔑に値する」(12)と。

- (1) 本誌第二十五卷第六號、四—五頁。
- (2) *Traité*, p. 453.
- (3) 前記拙稿、八頁。
- (4)(5) *Traité*, p. 344
- (6) *Traité*, p. 452.
- (7)(8) *Traité*, p. 454
- (9) *Traité*, p. 455.
- (10)(11) *Traité*, p. 454
- (12) *Traité*, p. 455.

三

消費の目的物としては如何なる物を選択すべきか。此の點に關してはセイが有利なる消費、賢明なる消費を選択すべきであるとして、第一に、眞實の欲望を満足せしむる消費たること、第二に、遲緩なる消費、優良品の消費たること、第三に、共同的消費たること、第四に健全なる道德の是認するが如き消費たることの四個の標

準を示して居ることは、前論に述べた通りである(1)。然らば其の消費の方法、支出の行ひ方に就ては如何なる見解を持つて居たか。

彼は、先づ第一に、家政上に於ける秩序の必要を力説し不始末を斥ける。例へば同一分量の買ひ置きをしても、濫費を避け、家庭が資産と地位とに應じて享け得べき福祉に従つて消費を決定する場合には、然らざる場合よりも長時日を維持することが出来る。食服調度の數も秩序の下では一層長年月の使用に堪える。秩序は富者の場合には一層推奨すべきである。何となれば、家庭に秩序なければ他人に寛容を示すことが出来ないからである(2)。第二に、彼は、必要に應じて何時でも容易に獲得し得る物品は、一時に大量購入を行はぬがよいと云ふ。蓋し、大量に購入した物品は場所を占領し、品質が低下し、動物や盜賊の餌食となり易いのみならず、それは價値の死藏であり資本の死藏であるからであつて、大量購入は田舎の仕方であり、定期的な市場の時代の仕方である。衣服の大量貯藏を廢止するに至つたことは現世紀の經濟的一進歩である、と云つて居る(3)。

第三に彼は、經濟上の最良の訓言の一は、能ふ限り現金買を行ふことであると云

ふ。此の方法によれば、一層廉價に買入れ得るのみならず、既得の所得しか消費しないことは確實である。掛買は商人から借金することであるが、不生産的に消費する爲に借金することは不始末に近い。借金するのは所得を豫め消費することであり、翌月翌年にとつての不自由を自己に課することである。掛買をして支拂を免れたと考へる者は、自己の財を消費するのではなく、他人の財を消費するのであつて、罪が一層深い(4)。最後に彼は、常に或る少量の金額を保有するを適當なりとする。蓋し、經驗によれば支出は殆んど常に豫定額を超過するものであるが、必要となつた支出を即座に支拂ひ得ない場合には個人的尊敬が危殆に陥ることになるからであつて、彼は、經常所得は經常消費を賄ふのみならず將來の損失をも補償すべきである、と云つて居る(5)。

(1) 前稿、一九—二三頁。

(2) Cours, p. 420.

(3) Cours, p. 420-1.

(4) (5) Cours, p. 421.

四

私的消費に關して屢々問題とされたものの一に奢侈がある。此の奢侈は、フィジオクラート達に在ては農業の維持恢復を妨ぐるが如き消費と解釋され、(1) ステューアートに在ては贅澤品の使用即ち生きむが爲めに絶對に必要なたらざる物品の使用と解され、(2) スミスに在つては、必需品即ち自然と既存の禮節上の法則とが最下級の人々にも必要たらしめたる物品以外の物品を使用することと解されて居た(3)。然るにセイは、奢侈も必要も共に相對的のものであつて前者を後者から區別することは不可能であるとなし、奢侈を定義するに當つて必要との對比に依らず、單獨に奢侈に對して高價品の使用であり且つ同時に街示の意を有するものとの解釋を下したのであつて、贅澤品は眞實の效用の爲にもあらず、其の便利の爲にもあらず、又その快適の爲にもあらずして、唯々他人の意見に働きかける爲に使用されるものである、として居る(4)。

然らばセイは、斯くの如くに定義したる奢侈の經濟上に於ける性質を如何に見て居るか。彼が、不生産的消費と雖もそれが頗る眞實なる欲望を満足せしめる場合には有用なものであると認めて居ることは前回の拙稿中で指摘した如くであ

る(5)が、併し奢侈即ち眞實の欲望満足を目的とせざる消費の場合には、價値の破壊から生ずる損失は何等の満足によつて相殺されることもないとする。而して「斯かる消費でも當該物品の生産者に利潤を與へる」との辯護論に對しては、支出は奢侈以外の方面に於て常に爲されて居ることを示し、且つ(一)豪奢なる支出により一種の生産に與へらるゝ獎勵は必ずや他の一種の生産より奪ひ去らる(二)此の支出の結果として生ずる獎勵は消費者の所得の増加する場合にのみ増大し得るものなるが、消費者の所得の増大し得るは、奢侈的支出によるにあらずして再生産的支出による、との二命題を立て、之を駁して居る(6)。

セイは、單に奢侈を個人的に見て之を一個の引合はぬ不利なる消費行爲と做して居るのみでなく、更に進んでそれが社會全體に及ぼす影響を考へて居るのであつて、奢侈の行はれる所には必ず貧困が附隨すると做し、富者が奢侈に投ずる多くの價値は、若し之を生産的に使用せば多數の貧しき勞働者に一層充分なる衣食住を與へ得べかりしものである。富者の奢侈は貧者の困窮の一因である、と云ふ。又彼は、奢侈の行はれる瞬間には繁榮の相が觀ぜられるが、それは衰頹しつゝある

國が一時富裕の姿を呈することに外ならない。此の不自然なる光彩は永續的でない。それは再生産の資源を涸渇せしめるから必ず窮乏状態を伴ふ。特に、上流階級及び権力者の奢侈は、無定見なる者をして追従せしめるから一國全體を害するものである、とも云つて居る(9)。

奢侈は、或はそののみ獨り再生産を喚起するとか、貯蓄は一般的繁榮を害するとか、有用なる市民とは多く支出する市民の謂であるとか云ふが如き讃辭を浴びせられ、奢侈を謳歌する詩人すらも現はれた程であるから、支出を刺戟するときは、支出すべき資料を儲ける必要があるから自然に生産を刺戟することになる」との辯護論も現はれ得たであらう。併しセイは、此の種の議論に對しては、假りにそれが勞働を刺戟するに至るとしても、猶且資本の増加なくしては生産の増加は望み難い。然るに資本の増加は貯蓄によりてのみ行はれる。而も、享樂の熱望によりてのみ生産を刺戟される程の人達からは、幾何の貯蓄をも期待し得ない。加ふるに、眞の生産の爲めの遅緩有限の資源は、彼等の貪婪を充たすに足りないと云ふ(8)。更に、浪費の奨励は富者の浪費を助長するに過ぎないから、少くも資産の不均を

減少緩和するの良結果を生ずる」との辯護論に對しては、彼は、富者の浪費は中間及び下層の階級に迄も波及する、而も後者の階級に在つては一層迅速に所得の極限に到達するから、却て國內に於ける資産の不均を一層激成すると駁して居る(9)。

- (1) 奢侈は、フイジオクライトに在つては寧ろ社會經濟的に考へられて居た。ケネーは『一般的箴言』第二十二に於て「裝飾的奢侈(Luxe de Décoration)を喚起すべきにあらず」と云つて、居ながら(Oucken, *Œuvres Economiques et Philosophique de F. Quesnay*, 1888, p. 335) 其の謂ふ所の裝飾的奢侈の何たるやを説明して居ないのであるが、後にボードーは之を解釋して、「生産に役立つ支出を害し同時に生産そのものを害して、不生産的支出の總量を増加し、國民的支出の自然的・根本的秩序を顛倒すること」を奢侈と呼んで居り、假令外國商品の購入でも、國民所得中で農業が其の維持又は恢復の爲に必要とせざる部分、即ち自由に處分し得る果實のみを之に使用する場合、土地生産が其の爲に苦しむことなき場合には、それは奢侈ではなう」と説明して居る。(Nicolas Baudouin, *Principes de la Science Morale et politique sur le Luxe et les Loix Somptuaires*, 1767, publié par A. Dubois, 1912, p. 14, 19.)

(2) Say, *Traité*, p. 457.

(3) Smith, *Wealth of Nations*, Cannan's edition, Vol. II, p. 355.

(4) *Traité*, p. 457-8.

(5) 前稿、一六頁。

(6) Traité, p. 459.

(7) Traité, p. 460-1.

(8) (9) Traité, p. 462-3.

五

以上、私的消費に就て其の意義及び限度に關し、並びに奢侈に關するセイの所説を述べて來たが、茲に猶一つ紹介すべきものがある。それは、法律及び風俗は私的消費に對して如何なる影響を及ぼすやと云ふことに就ての彼の所説である。

セイは、法律が消費に對して及ぼす影響には、之に抑制を加へる消極的な場合と、之を喚起する積極的な場合とがあるとする。而して消極的な場合にも、或る種の消費を制限又は禁止するといふ直接的なものと、政府が弊ありと認むる或る種の消費に課税して之を防遏する間接的なものがあるとする。諸國に行はれたる奢侈禁止法の如きは直接的なものの例であり、英國に於ける馬車・畜犬・懷中時計等に對する課税は間接的なものの例として擧げられる(1)。

セイが奢侈を以て個人的並びに社會的に有害なものであると做したとは前記

の如くであるとするれば、奢侈禁止法は一見セイによつて有利なものと判断せらるべきが如くに思はれるが、セイは此の態度に出で居ない。奢侈禁止法に對する反對論は云ふ迄もなく先例が少からずあるのであつて、例へば前にも指摘したポードーの如きも、セイとは奢侈てふ語の解釋を異にしつゝも、兎に角、奢侈禁止法の無用を論じ、此の種の法律は奢侈を抑止し得ざるのみならず却て之を増大せしめ得ること、それは程なく廢棄されるに至ることを述べて居るのであるが(2)、セイも同様に其の無効・無用・有害なることを論じて居る。曰く、是等の法律は其の目的を達したること稀なり。風俗の頹廢し居れる場合には人々は法網を潜るに慣れ居れり。反對の場合には斯かる法律は無用なるのみならず、財産權に對する侵害なり。個々の人々の過失には必ず罰が伴ふ。必ず事物の力によりて得らるべきものを法律によりて行はむとするは狂氣の沙汰なり(3)と。思ふに、是等の斷定は、立法者には有らゆる事情を斟酌して消費を最も賢明に判斷し指導するの能力がないこと、官憲は此の種の法の勵行に興味や利益を感じないこと、風俗の確立せる場合には自利心は人々を驅つて不利なる消費を行はざるに至らしめること、所有者

は自己の財を欲するが儘に自由に處分するの權能を一部分剝奪されるといふと等を論據として居るのである(4)。

然らば、課税によつて一部の消費を間接に抑壓するの策に就ては、セイは如何なる判斷を下して居るか。彼は、若し租税が必要であるとの前提から出發すれば、其の租税は貧者の使用品よりも富者の使用品に、第一必需品よりも第二次的有用品に課せられる方が有利であるとする。蓋し、社會の利益は、必須の欲望が好奇虚榮に基づく欲望よりも一層容易に充たされることに存するからである。併し、絶對的に云へば、奢侈的支出を妨げることによつて國家は善を爲すものだと考へてはならぬ。それは、奢侈が充分に理解されたる有利な消費に害をなす場合にのみ有用たるのであるとする。斯くて彼は、珈琲や煙草は、人が長い間之なくして過して來たのだから、之なくして過すことも出來ようが、併し、それから健康にも一般的繁榮にも何等の弊が生じないとすれば、是等の快適品を斷念せざるべからざる理由はない。一の享樂は、それに要する費用に比例せざるべき、並に、費用の増加を來さずして一層優秀なる享樂を以て代置され得る場合の外は、非難せらるべきでない。

と云つて居る(5)。

「法律が消費を抑壓する代りに、之を積極的に喚起する場合は如何なる場合を指すか。セイは、其の例として、個人が服從遵守すべき宗教上の儀式が奢侈的なる場合、並に、法律が錯雜不明快にして國民が常に法律家の助力を藉るの必要ある場合を擧げて居るのであつて、是等の場合には、全體としての國民は、其の享樂に何等貢獻する所なき消費を示唆される、と云ふ。而して、訴訟は多數の法律家や官吏を生活せしめるの故を以て之を美事なりとする意見に對しては、斯かる所論は恰も、齒痛は齒科醫を生活せしめるが故に美事なりと云ふと同様である。既に齒痛を感じて居る場合には、優良な齒科醫を見出し得る事は幸福に相違ないが、彼の技術に頼るの必要なくんば更に幸福である。社會の利益は、肉體及び道德に對する治療救濟の必要を能ふ限り遠ざけることに在り、其の避け能はざりし弊に對する必要なる救治策を常に有する事に在る、と論じて居るのである(6)。

消費に影響を與へるものとしては、法律の外に風俗がある。セイは、此の點から見て最良の風俗とは、他の消費よりも寧ろ充分に理解されたる有利賢明なる消費

を喚起するが如き風俗の謂であるとする。世人が勞働を了へてから娛樂をとるの風習は結構であるが、問題は其の娛樂の種類如何に在る。其の結果が何等悲しむべきものを有せず、家政の秩序及び安易を助長し、身心の健康を維持するに最も適するが如き娛樂を選ぶことは最も利益である。之に反して、生産や消費を、即ち人間の生存と文明とを一層完全ならしむる所のものを制限すること、例へば回々教の行はれる諸國に於て葡萄酒や豚肉の如き立派な生産物を排斥する風習の如きは、愚劣なる習俗であるとする(7)。

次にセイは、有利ならざる習俗の一例として流行の變化の過度の愛好を擧げる。彼は、一國民が流行の變化を過度に愛好する場合には、流行後れの品物に就て商人が損失を負擔するか、或は其の負擔は商人から現に流行中の商品の購買者に轉嫁されるのであつて、避け得る損失を蒙ることになる、とて之を排斥する。新規な流行品は價格は高くとも時好に合し虚榮心を充たすといふ大なる效用を有するの故を以て之を辯護するの論もあるが、斯くの如きは不利なる消費に耽り、眞實の欲望よりも輿論による欲望を充たすが如き消費に耽る所以に外ならぬ、とする。往

時の著者中には、流行の急速なる變遷を以て商業の精神なりとして誇り、社會繁榮の最も有力なる一手段なりとして誇つた者があるが、斯かる考へ方の下では英國人や和蘭人の商業上の大成功を説明することが出来ない、と云ふ(8)。尤も、彼は流行の變化そのものを常に排するのではない。若し流行が少しく理性に支配され得るならば、又若しそれが吾人の裝身具及び家具の性質及び形態を最良に向つて變ぜしめるならば、即ち吾人の消費を益々賢明ならしめるならば、それは變化が急激でない限り、利益はあつても弊害はないことを認めて居る。併し不幸にして事は必ずしも常に斯くの如くでなく、流行は絶えず變化すると述べて(9)、實際に行はれる流行に就ては之が有利性を認めて居ないのである。

(1) Cours, p. 423.

(2) Baudouin, op. cit., p. 23-25.

(3) Traité, p. 463-4.

(4) Cours, p. 424.

(5) Cours, p. 424-5.

(6)(7) Cours, p. 425.

(8)(c) Cours, p. 425.6.

六

以上、吾人は私的消費に關するセイの所説を窺つて來た。轉じて其の公的消費に關する所説を見よう。

セイは公的消費をば、私的消費と對照の地位に置くといふよりも寧ろ同列に置いて考察し、兩者の相違は單に其の主體と目的とに公私の差あるのみとして居ると云ふことが出来る。此の事は、先づ公的消費の意義の點に現はれる。彼は云ふ。「社會状態は人體と同様に之に特有なる或る種の消費を必要とする。其の利益を保護する爲の多數官吏の勤勞の如き、其の防護の爲の軍隊の給養の如き、是れである。是等種々なる消費は一國の存立にとつて同程度に必須たるのではないが、一國の生命と健康とは一國が之に必要なものを一層充分に享受するほど益々繁榮を來すことは眞實である(1)と。又云ふ、「個人及び家族の欲望の満足は私的消費を生ぜしめるものであるが、猶、個人の集合體例へば社會の如きも欲望を有して此の欲望は公的消費を生ぜしめる(2)と。斯くして彼は、「公的消費とは公共によりて

又は公共の勤勞の爲に行はるゝ消費を指す(3)との定義を下して居る。世間では此の語は「公的支出」なる語を以て代置されて居る。蓋し、公共は勤勞を消費するにしても、又勤勞の爲に消費する物資を買ふにしても其の價值を支拂ふには通例貨幣を以てする、即ち支出によるからであり、それは一層頻繁に使用されるが爲に一層了解し易いからであるが、セイは、公的支出とは公共の利益の爲めに次いで消費される勤勞や材料を公共の名に於て購買することであることを充分に了解して居る場合には右の如き用語法にも大なる差支はないと云つて居る(4)。之を前記の私的消費に與へたる定義と比較して見れば、公私消費同質觀が明かに首肯されるであらう。

公私消費同質觀は、更に消費の本質論にも現はれて居る。彼は、或る個所では、國家の利益に於て爲される生産物及び勤勞の消費は、個人の利益に於て爲される同様の消費と多大の類似性を有す(5)と云つて居るが、他の個所に於ては、公的消費は私的消費と全く性質を同じくするものなることを明言して居る(6)。然らば如何なる點に於て性質を同じくすると云ふかと云ふに、兩者ともに生産物を消費する、

而して其の價值は生産の果實であり、且つ該生産物の使用によつて破壊される點に於てあり(7)、又兩者ともに價值の再生産又は消費者にとつての享樂以外の目的を有し得ない點に於てある(8)とするのである。特に彼は公私何れの消費に於ても等しく價值の破壊であるとの點に重きを置いて居る。彼は云ふ。「兩者何れに於ても、その使命を果たしたる場合には、是等の生産物及び勤勞は全然失はれたるものとなる(9)」。それは常に價值の破壊にして、國內より一エキュの價值すら國外に流出することなき場合に於ても常に富の損失たるのである(10)と。加之、此の失はれる富や破壊される價值は私的消費に於けるものと同一なりとする。蓋し、此の價值は個人の手から國家の手に引渡されたものであり、若し此の引渡の事實がなかつたとすれば個人が消費したるべかりしものなるが故であると云ふのである(11)。此の事は極めて簡單なる事理に過ぎない。而もセイは、此の簡單なる眞理と雖も、決して輕視すべきでないとする。蓋し、世間には、租税として政府に引渡したる價值は支出によつて社會に復歸し返還されるものであるとの謬想が行はれ、之が原因となつて巨額の支出濫費が行はれるに至つたのであるが、支出は

購入であり、購入は無償の返還ではない、抑斯かる謬想の生まれたのは一に右の簡單なる眞理の無理解に基づく、と思考して居るのである(12)。

セイの公私消費同質觀は、更に、同一の經濟原則は公私經濟の双方に適用せらるゝとの論となつて現はれる。彼は云ふ。若し公的支出にして私的支出と全く同様に富の總額に影響するものなりとすれば、同じ經濟原則は双方を共に支配すべき筈である。政府でも個人でも消費される價值よりも大なる價值の生産を來すが如き消費を行ふとすれば、それは生産的な産業を行ひつゝあるものである。若し消費されたる價值中に何等の生産物をも残さざりしとせば、それは個人にとつても政府にとつても共に價值の喪失である。而もそれは人の之より期待したる勤勞を充分に與へ得た、而して満足せしめられた欲望が眞實の欲望であり、それが最良の條件で満足せしめられたとすれば、此の報償は犠牲を優に相殺し得るのであるが、若し此の欲望が存しなければ消費も支出も報償を伴はざる一個の害惡に外ならない。消費の爲めの消費は、個人の場合でも國家の場合でも浪費であつて許すべからざるものである(13)と。又云ふ、支出すべく示唆された家族は貧しくなる。

同じ場合に置かれたる二つの家族も等しく貧しくなる。三つの家族、百の家族、國家を構成する一切の家族の場合でも同様である。此の點に於ては數は無關係である(14)と。更に云ふ。「公共の計算を以て行はるゝ支出は、個人の計算を以て行はるゝ支出と同様に、或は生産的たり、或は不生産的である。記念すべき祭典に於て見世物及び煙火を催したとすれば、之が爲の支出は不生産的である。反對に乾燥地方に疏水運河を開鑿し又は用水を導く爲に同額を支出したとすれば再生産的支出を行つたことになる(15)と。是等は何れも彼の公私消費同質觀の現はれであるが、此の點は彼に次の言あるに顧みて最も明白に首肯されるであらう。曰く「果して然らば、個人の資産と公共の資産とは性質に多大の相違ありと云ふが如き原則を樹立せむと欲したる諸著者、而して又右の諸原則よりして私的資産の管理に役立つ諸原則と國帑の管理を指導すべき諸原則とは其の間に相違あるのみならず、正反對なることありと云ふが如き危險虚偽の結論を導き出したる諸著者に就ては、抑、吾人は如何に考ふべきものなるや(16)と。

(1) Cours, p. 427.

(2) Traité, p. 465.

(3) Traité, p. 439, 575.

(4) Cours, p. 428.

(5) Cours, p. 427.

(6)(7)(8) Traité, 575; Catechisme, ch. XXIV (Civiles Diverses, p. 50).

(9) Traité, p.

(10)(11) Traité, p. 465.

(12) Traité, p. 466-7; Cours, p. 428.

(13) Traité, p. 467.

(14)(15) Cours, p. 428-9.

(16) Traité, p. 468.

七

公的消費も私的消費と等しく價値の破壊なりと做すセイは、公的支出の原則を示すに當つても此の同じ立場から出發する。曰く、若し諸國民の行ふ消費、又は是等諸國民を適當に或は不適當に代表する其の政府の行ふ消費にして、價値の損失を來し従つて富の損失を來すものなりとせば、斯かる消費は、其の結果として、そが

是等諸國民をして費やさしむる犠牲と等量の利益を國民に與ふる限りに於てのみ是認せらる。故に、行政の堪能は、一に全く、強ひらるゝ犠牲と之より國家に生じ來るべき利益とを永久に又正確に比較することに存す。予は、此の利益と比例を保たざる犠牲は總べて是れ行政の暗愚又は罪惡なりと云ふに躊躇せず(1)と。此の原則から出發すれば、具體的には如何なる方針が立てらるべきか。セイは曩きに私的消費の方針を示すに當つて兩極端たる浪費と吝嗇とを排斥したが、公的支出の方針を示すに當つても此の同じ中庸の立場を取つて、二個の具體的命題を立て、居る。即ち云ふ。「何人も、公的支出に於ける經濟は少く支出することより成ると想像することなかるべし。されど、それが、必要なるもののみ支出すべきこと、並に、諸物に對して其の價值以上に支拂はざることより成るべきものなることは、萬人の承認する所たるべし。故に、上は專制君主より下は一小市民に至るまで、是等二個の箴言を一國の支出の原則として認むることを拒否することなかるべしと信じて差支なし(2)と。

セイは、公的支出は必要なるものの程度に止むべしとの命題を説明して云ふ。

公的支出は近代に於ては國民の負擔に於て爲される。其の負擔する犠牲が國民の利益とならず、國民の欲望の満足に使用されざる場合には、所有權の侵害となる。蓋し、價値を所有者以外の者の利益に向けることは、所有者から價値を剝奪すること、に外ならぬからである。斯かる不幸は、私的支出の場合には稀にしか生じない。何となれば、支出する人は其の費用を負擔する人と同一人であつて、僞瞞されて居る場合の外は支出が其の結果として生ずる満足によつて償はれるにあらざれば此の支出に同意しないことに注意するからである。然るに、公的支出に於ては、支出の費用の負擔者たる納税者は、如何なる支出が充分に償はれる支出たるやの判断に與からない。社會の必然的組織に基づいて、支出の資料を供給する者と之を如何なる物件に適用すべきかを決する者とは別人である。故に、支出を命令する人達に就いて、私利の暗示や、無關心や、惡判断を警戒する必要がある。私人にして愚なる支出に耽る者あるを日々に目撃する吾人としては、費用が納税者の懐中から引出されなければならぬ公的支出の場合には更に多く此の事あるを慮れなければならぬ(3)と。

更に、必要と認められたる消費には可及的低價を支拂ふべしとの命題に就いては、セイは次の如くに説明する。經驗の示す所によれば、實際に於ては此の命題に合致することは頗る困難であり、諸國に於ける主たる弊竇は此の困難から生まれる。私人は、その私的消費に於て、物に對して其の眞實の價值よりも遙かに以上を支拂ふことは決してない。彼等の使用する物件の時價は、その生産費以上に高まることは殆んどない。競争があるから、最廉の賣手を求めて購入する。然るに、公的支出を決定する人々は、公的消費に向けられる物を其の正當な價格で獲得せむことに就て私人と同様に利害關係を有して居るものではない。公共に必要な人的勤勞は更に重大なる弊害を惹起する。此の人的勤勞は公的消費の主要部分を爲すものであり、而してそれは國民が價值以上に支拂ふ對象物である。蓋し、人を採用する者は被採用者の能力や誠實を鑑別することが出來ず、依怙や推薦によつて決定し、一般的利益に従つて決定する。而も、任命者も被任命者も共に俸給を大ならしめることを有利とする、等の事情があるからである。(4)と。

是等の原則に従つて行けば、公的支出には浪費は行はれない筈である。元來、浪

費の許し難きことは公私何れの消費に於ても異なる所はないのであるが、セイの所見に據れば、公的支出の場合には其の罪は一層大なるものがある。蓋し、個人は自己に屬する生産物を消費するものであるが、政府は所有者にあらず、公共的資産の管理者に外ならないからである(5)。加ふるに、政府の浪費は私的浪費の場合よりも一層重大なる結果を生むとされる。蓋し、政府の消費は一國全體の消費中の頗る重要な部分を占めて居つて、政府の採用する經濟制度の如何は一國の進歩又は衰頹に巨大な影響を與へることになる。個人の浪費の結果は少數の人々の境涯に影響するに過ぎないが、政府にあつては其の一過失と雖も數百萬の悲惨者を作り一國の衰頹を來さしめるからである(6)。而も節約の動機は、政府にあつては個人の場合よりも微弱であるとする。蓋し、個人にあつては自利により並に愛情によつて節約が行はれるが、政府にあつては秩序節約の缺如から生ずる不便を痛切に即時に感ずることなく、偶々行はむとする節約も當事者の知るとなき市民の爲めであり涵養される資源も後繼者に役立つに過ぎないからである(7)。併しながら、セイは、行政上に於ける節約心も決して爲政者の偉業を妨げるものでない

こと並に、不良なる行政によつて生じたる弊竇は節約的行政によりて速に匡正されることを、幾多の實例によつて論じて居るのである(8)。

- (1) Traité, p. 471.
- (2) Cours, p. 429.
- (3) Cours, p. 429-30.
- (4) Cours, p. 431-2.
- (5) Traité, p. 468.
- (6) Traité, p. 471.
- (7) Traité, p. 472-3.
- (8) Traité, p. 473-6.

八

公的消費の第一の原則に従つて支出を必要なる限度に止める爲には先づ社會の重要な欲望を知らなければならぬ。又其の第二の原則に従つて價值以上の支拂を爲さざらむが爲には支出の方法を知らなければならぬ。セイは筆先を轉じて此の方面に論を進めて居る。

セイは、社會の欲望を論ずる章の劈頭に於て云ふ、社會生活を爲しつゝある人間は、彼等に共通なる欲望、而して又その多數又は全員の協力に依らなければ満足せしめられ得ない欲望を有する。然るに此の協力は、政體の許す限りに於て萬人の服従を得るが如き制度によつてのみ得られる。此の服従が必要であり有益である場合には、それは社會の欲望の一である、而して政府は社會の成員から其の自由と富との一部分を犠牲に供せむことを要求するが、政府が萬人に與へる福祉は彼等をして其の課せらるゝ犠牲をば遺憾の念を感ずることなく負擔するに至らしめる(1)と。然らば社會の各員は如何なる程度まで自由と富との一部分を犠牲に供することを承服するか。それは政府の手で合理的に行ひ得る妥當な範圍に於てに限られるのであつて、セイは國家の職分として妥當に認められるものに要する費用は當然に社會によつて供給負擔されなければならぬとする。蓋し、生産するものは社會のみであり、且つ國家が土地や資本を有して企業者の職分を行ふ場合にも之よりの所得は國の支出の一小部分をしか供給し得ないからである(2)。然らば國家の當然の職分として公的支出の對象となり得るものは何であるか。

此の點に就ては、セイはアダム・スミスの國家職分論、即ち國家は社會を外敵に對して防護すること、社會各員に對し他人の惡意不正義に對して保護すること、個人の有利に經營し難き營造物にして公共に有利なるものを經營すること、の三職分を有すとさせる説を簡單に紹介して居るが(3)、彼れ自身は別に詳細な独自の論述を試みて居るのである。

セイが、公的支出の主たる對象として認める所のものは五個の部類に分たれる。其の第一は、立法、行政、司法の事務である。

セイは、立法の爲めの支出は必要なる支出であるとする。其の理由とする所は、社會の存立に必要なりと認めらるゝ社會の諸規則への服従を得むが爲には、各人が此の規則を知つて居ることが必要であり、從て法律の編纂が必要であるが、各人は自家の業務に繁忙なるのみならず、法律編纂に必要な知識を缺いて居るから、之を特別の役人に委する必要がある、と云ふに在る。彼は、立法者の受ける名譽と感謝とは彼等が公衆の爲に捧げる時間と勞苦とに報るるに充分でないから、之に報酬を支拂ふべきである、之を無給として居る國もあるが、斯かる場合には誘惑の

魔手が彼等に延びることは經驗の示す所であるとなし、社會は正義からしても計算からしても、彼等の勤勞に對して報酬の支拂はれむことを欲する、而もそは彼等の勤勞に對して其の價值以上に支拂はれむことを欲すべきにあらずと云つて居る(4)。

次にセイは、行政費も必要なる支出であるとする。其の理由とする所は、法律は勵行されて始めて法律である、其の勵行の爲には行政官が必要である、スミスに據れば行政官の勤勞は不生産的ではあるが、而も此の勤勞の蔭で社會は福祉に必要な安靜を得るのであつて、彼等は社會にとつて頗る有用であるから、と云ふに在る(5)。彼は行政費の經濟を論じて、官吏の勤勞の廉否は俸給額の高低のみならず職務の要費と成績の良否とによつても定まるものであつて、官吏の數を少くして高給を與へること、行政費の眞の節約であると做し、名譽を與へて俸給を減ずる場合には勤勞が却て高價につき加ふるに權力を賣るの虞あること、一部の行政事務を僧侶に委するの節約にあらざること等を指摘する(6)。彼は又、行政機關の單純化を説く。行政機關を複雑ならしむることは不要なる勤勞に對して高價を支

拂ふことに外ならない(7)。官吏にして法の明記する以上を命ずることなく、人民に最大の自由裁量を許す場合には、最もよく服従を得て、政治は最も良く且つ廉價であり得る。否、法が僅少で國家の職能の範圍が狭いほど良政が行はれる。法律や行政は、吾人の病氣が必要ならしめる所の藥品に過ぎず、能ふ限り之なくして過ごすことを考へなければならぬ(8)と

更にセイは、司法費も必要なる支出であるとする。其の理由とする所は、文明社會に於ては權利や公正は社會體の力によつて掩護され、貪欲、惡意及び不正な欲情は壓伏されるのが常である。正邪の辨別は相互契約や法規や條理によつて行はれ得るが、之を各々の場合に適用する必要がある、社會の機關が權利侵害の事實と侵害者とを發見し犯人を所罰する必要がある。而も此の掌に當るのが司法官の役目であるから、と云ふに在る(9)。彼は、裁判の要諦は公正、迅速、廉價たることに在るとする。此の見地からして第一に法の繁雜を不利なりとして排斥し、特に民事上の係争事件に於ては有償的なる仲裁調停を以て裁判に代へるの利益を指摘して、公務にも競争の原則を導入するの可能性あることを説く。又刑事裁判に就て

は法の改正、手續の改正、判決方針の改正等の必要を述べる外に、罪の大部分は貧困に基づく罪を犯さざれば生存し難き人物の世に存することは社會の危険である。國民を有徳平安ならしめる爲には安易幸福なる市民あるを要す、道德上の最良の教訓は經濟學上の教訓に外ならぬ旨を指摘して居る(10)。

(1)(a)(c) Cours, p. 433.

(4) Cours, p. 433-4 (7^e Partie, ch. XV)

(5) Cours, p. 434-5.

(6) Traité, p. 478-482.

(7) Traité, p. 479.

(8) Cours, p. 435-6.

(9) Cours, p. 439.

(10) Cours, p. 439-40.

九

セイが、國家の職能として認める第二のものは、海陸の軍備である。彼は其の必要を説いて云ふ。「平和は人間の有用なる能力を發展せしめるに必要であつて、平

和状態に維持されることは殆んど常に諸國の利益とする所である。吾人は合理的には、軍備及び戦費をば、平和に生活するの悲しむべき手段ではあるが而も必須なる手段と認めなければならぬ(1)と。又彼は職業的軍人の發生の必然性を説いて云ふ。「一國に於て商工業及び技術の普及を來し従つて一般生産物の増加を見たる曉には、各市民が國の防護に使用されむが爲に、社會の生存に必要なとなつた生産的雇傭から引抜かれるときは必ず多大の弊なきことを得ない。……尤も、小作地所有者は自己の負擔を以て戦争に従事することを得るであらうが、……彼等は社會の防護に貢献せむが爲には自己の安靜及生命の一部よりも自己の所得の一部を犠牲に供することに依らむことを選ぶ。資本家も之と意見を同じくする。……諸外國の侵略に對して國を防禦すること……を職業とする軍人に對して賃銀を支拂ふを得しめたる租税は斯くして生じたのである(2)と。

併しながら、彼は軍備は文化の向上と共に自ら防禦に必要な程度に減縮されるに至るであらうと做して居る。其の理由とする所は、戦争が職業軍人の手によつて行はれるに至つた爲に戦争方法が進歩し、植民制度によつて戦争の舞臺が世界的となつて、直接の戦費が莫大の額に上るに至つたこと、戦争に伴ふ産業上の利益の喪失や荒廢による損失の如き間接の戦費も多大であること、戦捷國民すらも戦後の負擔が増大すること等によつて、戦争が如何に不利なるものであるかは文化の向上によつて益々よく了解され(3)、戦争の動機たる虚榮心や國際間の競争の如きは健全なる輿論の壓伏する所となり、戦捷の光榮は獨り正當なる防禦即ち武力に依つて維持される束縛から免れむが爲に行ふ努力に對してのみ與へられる(4)に至ると云ふに在る。加ふるに、彼は軍備は其の行ひ方によつて廉否の差を生ずるとなし、此の見地からして第一に軍備は攻勢的たるよりも防禦的たるを可とすと論じて居る。蓋し、彼は、攻勢的なる大なる武備は、多額の費用を要するのみならず、自國の設備、法律、獨立の保護てふ眞の目的を充分に果たし得ないものであると做し、通商の保護の爲の外戦の必要は無くなるし、領土の獲得は必ずしも有利でないと做して居るからである(5)。第二に彼は、守勢的の軍備に於ては大體に於て常備軍よりも國民軍を以て有利なりとする。蓋し、彼の所見によれば、國民軍は國內の至る所に防備力が普及して居り、必要に應じて無限に防備力を擴大し得べく、

而も平時に於ては費用を要しない、唯、問題は、大國が果して國民軍の制度によつて十分に防備され得るや否やの點であるが、少數の特科隊の常設を以てすれば充分であるとされて居るからである(6)。

- (1) Cours, p. 441.
- (2) Traité, p. 483-3.
- (3) Traité, p. 483-5.
- (4) Cours, p. 441-2.
- (5) Cours, p. 442-6.
- (6) Cours, p. 446-8. Traité, p. 486.

+

セイが國民當然の支出として認める所のものの第三は教育に關するものである。其の云ふ所に據れば、總べて知識は一般的に社會の幸福に貢獻するものである。農工商業者が其の技術や目的物の性質に關する知識を増せば其の結果は迅速に獲得され、それが爲に社會全體が利益する。加之、知識の増加は夫婦、親子、兄弟、市民としての職能を一層よく果たすを得しめる。更に文化は風俗を和らげ頑迷

者流をして理性の聲に耳を傾けしめる。斯くの如くなるが故に、一國は其の成員の教育の爲に犠牲を拂ふことを有利なりとする、而して政府は社會の利益を保護増進せしめるの責を負ふて居るのであるから、教育の爲に公的支出の一部を割くべきである、と云ふに在る(1)。併し彼は、一切の教育を悉く國家の費用を以て授くべしとは考へて居ない。否、國家に於て教育を獨占して之を劃一的に施すことは、政府自身の利益でもなく又社會全體の利益でもないとし、學校の數を増し各種の教科を興へしめ、子弟をして趣味や資産に應じて適當なる職業に適合するが如くならしめる必要がある(2)、と云つて、教育の自由を主張して居る。然らば、政府に於て引受くるを適當とする教育の種類は如何なるものであるとするか。

セイは、先づ第一に、國富の増進を助長するが如き教育に就て考察すらく、知識の中には、之を獲得した者を充分に利益せしめるものと、之に比例する利益を興へざるものとある、前者に就ては社會は幸にして其の教授の爲に費用を支出するの責を免れ得るのであるが、後者に至つては個人に委するのでは充分でない。學術の研究と研究機關とは國家の費用を以てするを可とする(3)、と。此の學術研究に對

する保護獎勵の方法中で最も有力無害なものとしては、彼は優良なる基本的著作に對する獎勵を擧げる、而もそれには褒賞の提供を以てせず、價値に比例する寛大なる支拂を以てすべしとする。蓋し、彼に據れば、褒賞は最上の作物なきの故を以て次善又は不完全なるものに與へられることがあり、且つ褒賞による獎勵は其の授與された瞬間で停止するからである(4)。次にセイは、風俗を和らげる教育に就いて述べて曰く、凡そ分業は勞働者の能力を一方面に偏せしめるものであるが、高尚なる思想は全般的の觀察を行ひ得ず、一般的の關係を會得し難き者には抱懷され難い、而も斯かる缺陷は僅少なる教育を以て充たされ得る。然るに單純勞働者は僅かに辛うじて自家の生計を立て得るに過ぎないのであるから、若し社會が彼等の教育に伴ふ利益を享受せむと欲せば、社會は當然自己の負擔を以て此の教育を授くべきである(5)と。彼は、此の目的の爲には讀書算數を教へる學校を設立するを以て足れりとして居るが、同時に他方に於て此の教育の効果を阻碍するが如きことなきを要すと做し、誠實に對する眞の獎勵は誠實の士が重んぜられる事實に在ると指摘して居る(6)。最後に道德的性格を和らげる教育特に宗教教育に就

ては、之は各派の宗教團の費用を以て授くるを可と做すとして居る。蓋し、各宗派の間に意見や教義の相違があつて普遍的の支持を受け難いからである(7)。

- (1) Cours, p. 464.
- (2) Cours, p. 465.
- (3) Traité, p. 488.
- (4) Traité, p. 489.
- (5) Traité, p. 489-90.
- (6) Traité, p. 492-3.
- (7) Traité, p. 493.

十一

セイが公的支出の對象として認めて居る第四のものは公營造物である。公營造物とは、道路橋梁等の如く、公共の側からの出資を必要とし、之より生ずる所得が公衆によつて消費されるが如き建造物の謂であつて、公共の利益の爲に存するものである。公營造物より生ずる所得は、公營造物の享受利用から成り、其の提供する便益から成る。而して公營造物が公共の利益の爲に作られることそれ自身が、

之に對する政府の支出を是認する理由となる。彼は云ふ。「各消費者に於て容易に評價し支拂を行ふには餘りに微細なる利益を與ふるものなれども、而も其の利益の與へらるゝ數頗る多くして之を享受するの可能性が結局に於て公衆にとつての頗る大なる恩澤たるが如き物に就ては、社會全體が其の費用を負擔すべきなり(1)と。併しながら、セイは總べての公營造物を常に是認するのではない。彼は云ふ。「公共の費用に於て作らるゝ營造物を是認し得むが爲には、之に關して公衆に課せられる犠牲と等量の利益幸福がそれから公衆にとつて生ずることを必要とする。而して之に要する建設費は支出と云はむよりも寧ろ一個の投資たるには相違ないが、公衆は彼等に對して此の強制的投資を命ずる人達に向つて、之より生ずる利益が少くとも彼等の之より當然に期待し得る所得と同額たらむことを要求するの權利を有する」。公衆は公營造物を其の目的の要求する程度以上に華美たらしめざらむことを要求するの權利を有する」。公衆は、公德の表彰をも目的とせず費用を負擔する國民の名譽の爲めにもあらざる記念碑を非難するの權利を有する(2)と。彼は、公營造物より生ずる利益は嚴密に評價し得るものではない

として居るから(3)、計算上に於て收支の償ふことを必ずしも要求して居るのではないが、併し少くも利益が空漠虚偽のものたらずして眞實のものたることを條件として居ることは、之によつて明かであらう。更に彼は、公益的のものでも總べて之を國家又は地方の公營事業とのみすることを推奨せず、之を公費支辨とすると同時に、之を責任ある企業者をして施行せしめることを企てなければならぬとする。蓋し、是れは斯かる事業よりの享樂を最も迅速に且つ廉價に獲得する唯一の方法である(4)からである。斯くして彼は、燈臺、商港内部の施設、給水事業の如きは必ずしも國家の經營とするを要せずとして居る(5)。

セイが推奨する公營造物の一つに道路及び運河の如き交通路がある。彼は云ふ。「人々が互に交通するの便宜を有することは社會成立の第一の基礎である。人々が互に交通するの手段を有することは互に接近する能力を有することである。人間は社交性の結果、生産物を分業的に作るに至つた場合には、思想の外に生産物の大部分を各地間に運送する必要がある。交通の物的手段の重要性と、社會が之を容易ならしめるによつて得る利益とは、茲から生ずる。一國の文化の程度は、そ

ここに存する交通機關の程度に應じて居ると云ふことが出来よう(6)と。彼は、交通機關の發達が生産費の減少を來すことを説明し、物價の低落及び地方的平均を齎らすことを述べ、英國に於て土木事業は收支償ふものたらざるべからずとの論から生まれたる道路公營に對する偏見を評するに、斯くの如きは、之より生ずる間接の利益、而も數世紀間集積すれば一切の計算を超過する程の利益を、公衆より奪ふものなりとの語を以てし、交通機關は最も有利賢明なる社會的支出なりと做して居る(7)。

猶ほ、セイは國營事業、特に獨占的たらざる製造業に就いては之を國家の利益に反すと論じて居る。併し、此の點に就ては併て其の論旨を本誌上に紹介したことがあるから(8)、茲では省略する。

(1) Cours, p. 450, 460.

(2) Cours, p. 450-1.

(3) Cours, p. 450; Traité, p. 497.

(4) Cours, p. 460.

(5) Cours, p. 460-1.

(6) Cours, p. 452.

(7) Cours, p. 452-3.

(8) 本誌第十九卷第八號「セイの經濟政策論」一七一—二二頁。

十二

セイが公的支出の對象として是認する最後のものは救濟機關である。

セイは、嚴密なる權利論から云へば、社會は其の成員に對して何等の救助、何等の生活手段を與へるの義務を負ふものでないとする。蓋し、各人は身を以て社會の構成に参加するに當つては、自己の生活手段を提げて行くべく考へられて居る。若し此の手段を缺く者が參加したとすれば、直に他の一人に向つて之を要求せざるを得なくなるのであるが、前者は後者に此の負擔を課すべき正當なる理由を示すことが出来ない。一人の市民に向つて要求し得ざるものは他の何人にも要求し得ない、即ち社會に向つて要求するを得ない、と云ふに在る。併しながら、セイは、嚴密なる權利論に拘泥することは社會の利益でないとする(1)。茲に救濟事業が公的支出の對象となり得るの端緒が開かれる。而もセイは、單に不幸の事實ある

のみで直ちに社會に向つて救助を請求するの権利が各人に與へられるものであるとは認めて居ない。是等の救助を權利として要求せむが爲めには、不幸者に於て自己の不幸が既存の社會的秩序から生ずる必然的の一結果たることを立證し、且つ此の社會的秩序そのものが同時に彼等に向つて自己の不幸を回避するの手段を提供して居ないことを立證することを必要とすと考へて居る(2)。従つて、斯かる證明が爲されたる場合には國家は當然に救助を與ふべきものだとして居るのである。彼は救濟機關を目して、納税者に於て必要なる場合には之に依頼するの權利を得むが爲に自己の所得の一小部分を出捐する一種の貯蓄銀行と見做して居る(3)。

セイは救濟の手段を論じて、受救者の數の増加を來すが如きものは適當でないとする。従つて、救貧事業は貧者を減ずる代りに却て其の増加を來すが故に、適當ならずとする。彼は此の點に就ては英國に於ける失敗の例を引用し、其の理由を説明して曰く、救助を受けたる部分の人口は永久に増加する傾向がある、何となれば兩親は自家に對する救助の瞥見されるほど益々容易に家族を増すの危險に曝

らされるからである。社會に於ける不完全なる生産階級、即ち自ら消費すると同量を生産せざる階級は絶えず増加に傾き、生産階級、即ち自ら消費すると同量或はそれ以上を生産する階級は、前者の不足を來り補ふ。而も此の弊は益々増大する性質を有するから、前者は後者の餘剰を傷けた後、更に其の必要物にも手を染めて、一國を一般的窮乏に陥らしめることとならざるを得ない、斯くては貧者の生存に力を盡し得る安易なる階級が最早殘存しなくなるであらう(4)。彼は「貧民の減少を來さしめむとするには、彼等に向つて施與を行ふのみに止むべきにあらず、」彼等に對して、自活の手段を與ふべきものなること明白なり(5)と喝破して居るのである。又彼は、自己の過失による不幸者を救濟するは人の警戒心を弱めるの虞ありとする。而して此の見地からして、棄兒收容所の施設を以て淫蕩を益々助長せしむる弊ありと評する。特に、親に對して被收容兒に面會するの權を與へ、成長後に引取る權を認めるが如き場合には、人をして之を目するに無料下宿を以てするに至らしめるの危險があるとして居るのである(6)。

斯くしてセイは、救助の最も適當なるものは受救者の増加を來すことなき救助

なりとする。生來の不具者の救助の如きは之である。蓋し之によつて不具者の生残するものは一層多くなるであらうが、其の爲に積極的に増加することはないからである(7)。又、廢兵の救助の如きも之である。蓋し、廢兵は救助によつて増加することなきのみならず、特に下級の軍人の如きは其の勤勞が價值に従つて支拂はれておかつたものであるからである(8)。

- (1) Cours, p. 478.
- (2) Traité, p. 493.
- (3) Traité, p. 494.
- (4) Cours, p. 479.
- (5) Cours, p. 480.
- (6) Cours, p. 484; Traité, p. 496.
- (7) Traité, p. 495.
- (8) Traité, p. 495; Cours, p. 482.

辯證法の基本的諸特徴と體系

とに就いて

——(理論經濟學方法論叙説)——

奥田忠雄

既に「現實性認識への道」三田學會雜誌、昭和七・三)認識論としての唯物辯證法の本質に就いて論じた。今再びその要點を挙げれば次の如くである。即ち、辯證法の本質をなす契機は、

第一に、思惟形式が單なる主觀の思惟形式にとゞまらずして、同時に客觀的實在の存在形式を近似的に反映する所の、現實的な具體的思惟形式であること、

第二に、思惟形式が斯かる現實的な具體的思惟形式たり得るには、一つの思惟形式からこれに矛盾、對立する思惟形式へ、更に兩者の揚棄、統一へと運動し、即ち對立性の統一なる運動形式を必要すること、である。

この辯證法の本質の唯物論的基礎づけは次の如くに行はれた。

第一の契機、即ち思惟が客觀的實在を近似的に反映するの可能性は、一方に於て主觀が客觀的實